

台風第 19 号 関連情報
民間賃貸借上げ住宅、及び住宅の応急修理
申込期間について



令和 2 年 2 月 19 日

郡山市建設交通部

住宅政策課

担当：中釜 隆行

ターゲット 13.1 TEL：924-2631

SDGs ターゲット 13.1 「気候関連災害や自然災害に対する強靱化及び適応の能力を強化する」

台風 19 号に係る民間賃貸借上げ住宅の申込期間が、福島県の通知により、令和 2 年 5 月末日までとなります。

また、住宅の応急修理の申込期間が、福島県の通知により、令和 2 年 3 月 31 日(火)まで延長されます。

【民間賃貸借上げ住宅】

申込期間 <変更前> 当面の間
↓
<変更後> 令和 2 年 5 月末日まで

【住宅の応急修理】

申込期間 <変更前> 令和 2 年 2 月 28(金)まで
↓
<変更後> 令和 2 年 3 月 31 日(火)まで

詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

民間借上げ住宅



<https://www.city.koriyama.lg.jp/taihu19/21279.html>

応急修理



<https://www.city.koriyama.lg.jp/taihu19/21142.html>